

## 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

意見 加藤曜子(流通科学大学)

**要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」と略す）の発展に向けての前提**

要対協は地域の虐待発生予防・再発予防の支援ネットワークである。その役割は、地域の子どもとその家庭にかかわる機関が児童福祉法、児童虐待防止法、子どもの権利の理念に基づいて、要対協調整機関を中心に要対協事案に対し連携し、情報共有し、課題を明らかに支援を通し、在宅での虐待予防を確実なものとするところである。支援は、子どもの安全な成長発達に応じ必要となる子ども・親支援を含み、目標をもって計画的に進められる。

1) 要対協を利用しやすい土壌あること。つまり子どもに関係する人、機関がその存在が周知され、その役割が十分理解されていることが必要である。

また、そのためには、要対協に力があること、つまり、児童家庭相談と、調整機関がうまくケースマネジメントし、コーディネートしていけること、要対協の関係諸機関が連携し、その予防システムが機能できることにある。また受理したケースについては、管理システムが円滑であり、支援が常に効果的に行えることである。

2) 支援の結果の評価により、必要な社会資源が開発され、供給していけるようになることや、課題解決に向けて市区町村施策へも反映されることである。

**要保護児童対策地域協議会の現状と課題**

## 1) 要対協の対象者

2004年に要対協が法定化されたのち、要保護児童から要支援児童、特定妊婦へと支援の対象が拡大している。死亡事例の検証において0歳児死亡の割合が高いことから、妊娠時から対象者へ早期対応がなされつつある。課題は、市区町村により、把握のしかたや、定義づけにばらつきがある点である。また市区町村間で、医療、保健、福祉の情報共有・協議の程度に差があり、その結果が、対応件数の違いに表れている。それぞれが適切に役割を遂行し、必要な支援を受けられるようにするよう把握方法の検討が課題となる。

## 2) 要対協事例からみえる障害福祉や精神医療保健

要対協の事例の中には、障害福祉や精神医療保健問題が含まれる。第10次死亡事例検証報告特集2の「精神疾患のある養育者における事例について」では、患者が養育者になった場合、「患者の育児を支える」視点の重要性や、医療全般に子どもと家庭を支える視点をもつことが重要であることが提言されている。要対協活動において、さらに障害福祉や精神保健・医療機関・教育との連携強化が特に求められる。また各自自治体が要保護児童等のニーズに沿った障害福祉等関係施策を展開していく視点も重要である。

## 3) 子育て支援との連携

子育て支援機関と、要対協は両輪であり、その両輪をつなぐ調整機関と子育て支援の子育て支援コーディネーターが協力していくことが求められる。子育て支援コーディネーターについては新しく設置され実績をあげていく中で、要対協と交流、協議をする機会が子ども・子育て支援新

制度においても創出されていくことが望ましい。子育て支援の資源やサービスの充実が、児童虐待の発生予防や防止には欠かせない。

#### 4) 要対協において教育の分野との連携

実務者会議において、教育機関の役割が必ずしも明確でない場合がある。子どもにとって安心して過ごせる学校生活と要対協の連携はかせない。今後も教育機関が要対協利用する意義の理解をさらに周知させたい。

#### 5) 要対協活動の課題：調整機関の機能と多機関連携の現状

- ① 個別ケース検討会議活性化の課題：個別ケース検討会議開催について比較をしたが、庁外の連携度が低い場合には、個別ケース検討会議開催回数は低かった。

\*平成 25 年度「全国市区町村悉皆調査」

\*平成 24 年総務省児童虐待防止に関する政策評価

- ② 安全と支援の進行管理の課題：実務者会議の実態（マネジメントについて）

進行管理台帳の事例が増大しており、時間が足りない、支援状況把握が困難だという回答が多かった。実務者会議の進行管理が形式的になっている自治体もあった。

\*平成 25 年度「全国市区町村悉皆調査」

\*平成 24 年総務省児童虐待防止に関する政策評価

- ③ ケースの終結の課題：経験値で決定（32.4%）、多数決（13.6%）の回答であった。事後評価の甘さが課題。

\*平成 25 年度「全国市区町村悉皆調査」

\*平成 24 年総務省児童虐待防止に関する政策評価

- ④ アセスメント研修の課題：児童人口 5 千人以下の地域では 39.9%、児童人口 5 千～1 万人では 21.9%、全体で 24.9%が研修をうけていなかった。

\*平成 25 年度「全国市区町村悉皆調査」

英国においては児童虐待死亡事例発生ののち、関係機関連携を常に意識した多職種多機関合同の研修体制をとっている。要対協研修においてもより一層の研修体制の強化が求められる。

#### 6) 児童相談所と市区町村の役割分担：

- ① 児童相談所における実務者会議出席状況では、児童相談所の新人のみが出席しているところがあった。担当市区町村が多い児童相談所では、会議回数が多く負担であることが推測された。

- ② 児童相談所が市に期待する点については、「市が主体性を持つ」「市の体制を整える必要がある」「長期支援」「予防領域」等などがある。これらについては市区町村と児童相談所が役割分担や協働について協議を通して検討を重ねていく必要があるが、市区町村担当者や児童相談所福祉司がともに、担当勤務年数が短いため、それらの経験が蓄積しにくいのが問題である。

\*平成 25 年度「全国児童相談所調査」より

\*平成 24 年総務省児童虐待防止に関する政策評価

注) \*平成 25 年度「要保護児童対策地域協議会—全国市区町村悉皆調査」は、平成 23～25 年度度厚生労働科学研究費補

助金（政策科学推進研究事業）児童虐待の発生と重症化に関する個人的要因と社会的要因についての研究主任研究者：藤原 武男（国立生育医療研究センター 生育社会研究部長）分担研究「地域における虐待事例の重症度化予防介入モデル研究」の一環として実施したもの。全国市区町村悉皆調査の回収率は 40.7%であった。平成 25 年実施の全国児童相談所調査は 72.6%の回収率であった。

## 今後について

- 1 要対協の対象となる特定妊婦・要支援児童の定義、発見方法や支援方法を整理し確定する。
- 2 要対協の関係機関である障害福祉や精神保健医療との連携を深めるための課題と工夫を提案する。
- 3 子育て支援のサービス担当者と要対協活動の課題の関連性について検討をする(相談窓口の児童相談体制とも関連する)。親支援に役立てる。
- 4 個別ケース検討会議の意義を周知させ活用を推進、実務者会議の有効性や実態、代表者会議の有効活用について検討する。
- 5 要対協の中軸となる調整機関の専門職化が必要である。  
調整機関担当者が専門職化されること、さらに複数対応できることが必要となる。  
特に、新人研修を保障し、従来の人事体制でなく、重なりながら引き継がれていくことが「子どもにとって「切れ目」のない支援を保障できる。
- 6 要対協に所属する機関で構成される多機関多職種の合同研修を企画し、研修参加を義務付けていくことが必要である。互いの機関役割や要対協活動の共通理解を通し連携を深める機会を作る。
- 7 研修予算は担当職員が異動しても一定確保できる仕組みを作る